

正眼寺開山無相大師四五〇年遠諱法要について

鈴木重喜

はじめに

岐阜県美濃加茂市伊深町にある正眼寺の歴史は、元徳二年（一三三〇）にのちの妙心寺の開祖となる関山慧玄（無相大師）が宗峰妙超（大燈国師）の印可状を受け、京の地を去り伊深の地に小庵を結び、聖胎長養に励んだことに始まるとされている。^①その後、師妙超が建武四年（一三三七）に没し、関山は妙超の推挙により花園法皇の師となり京へ戻ることとなった。法皇は暦応五年（一三三二・康永改元）正月院宣を下し、関山に仁和寺花園御所跡を管領させ、同年十一月には光厳上皇に宛て処分状を出し、仁和寺の寺域内にあつた花園御所跡を妙心寺の塔頭としたことにより、同寺の基礎が定められた。^②関山帰京後の伊深（もとは揖深と称した）には、その足跡を慕い多くの修行者が訪れた。江戸時代になつてからは錐翁慧勤が当地を訪れ草庵を結んだとされるが、詳しいことはわからない。万治元年（一六五八）太極唯一が伊深を訪れ、同三年禅徳庵の梅叟玄興とともに初祖山円成寺を創建した。寛文九年（一六六九）四月には領主で旗本の佐藤成次（吉次）により太極へ敷地と用材が寄進され造営が行われ、妙法山正眼寺と改めた。^③この太極が第一世住持であり、当該期には妙心寺の四塔頭に模して寛文十一年に徳光庵（東海派）が、翌十二年には見桃庵（靈雲派）、大亀庵（龍泉派）、不二庵（聖澤派）が落成した。これ

らを四庵と称し、本山の四塔頭東海庵・靈雲院・龍泉庵・聖澤院を四本庵といつた。

大極の引退後の延宝六年（六七八）二世石禪玄鉄以後は、輪番住持制となる。これは本山の例に倣い、正眼寺四庵の上に輪番住持を置き、輪番住持は四本庵から交互に前堂職を派遣するもので、任期は一年であった。

ところで、正眼寺には安永十年（一七八一・天明改元）二月より弘化三年（一八四六）二月までの江戸時代の「記録」「留書」が所蔵されている。その内容には、年中行事や本山との書簡のやりとりなど寺務に関するもの以外に、伊深村に陣屋を構える旗本佐藤家や村への祠堂金の貸付、佐藤家役人との交流など領主サイドの家政問題にまで関わる記事が多くみられる。この「記録」「留書」にみられる寺内の年中行事のうち毎年九月十二日に催されるのが開山忌であり、五十年目ごとには現在でも大遠諱（大年忌）が行われる。正眼寺の記録では宝永六年（二七〇九）の三五〇年遠諱から行われたことが確かめられる。特に文化六年（二八〇九）の四五〇年遠諱については、その法要当日に至る経緯が「記録」「留書」にも留められている。正眼寺の大遠諱は本山の大遠諱の前年の九月十二日に予修されるのが定例であるが、この大遠諱に限っては本山の指示により延期され、翌年の二月に行われている。そこで、以下正眼寺の四五〇年遠諱法要への準備と対応、またその法要の意義について明かにしたい。

一、了心庵庫裡火災事件と庫裡の再建

（一）火災の発生と人々の対応

関山が亡くなったのは延文五年（二三六〇）とされる。開山四五〇年遠諱は、文化六年（二八〇九）が正当年あたり、正眼寺では文化六年二月十二日に、妙心寺では文化六年九月十二日に行われている。正眼寺の遠諱は、本山の前年の九月十二日に予修されるのが定例であり、実施年の七年前から準備が開始されるが、結果として

半年延期され、異例の住持交代時期に実施されることとなった。寺では七年前の享和元年（一八〇一）から経費の節減に努めるとともに方丈の屋根などの修復に取掛かるが、その最中思わぬ事件が起こる。それが享和三年の了心庵庫裡火災事件であり、この事件が起きたために遠諱法要が延期されたといつても過言ではない。まずこの事件について述べることにしよう。

八月晦日九ツ半了心庵庫裡の窯元より火災が起きた。了心庵とは太極へ敷地と用材を寄進した佐藤家三代成次（了心院殿月皎宗智大居士）の靈屋廟堂であり、延宝六年（一六七八）に完成している。現在もその廟堂の東側には渡り廊下で繋がれた瓦葺きの家屋が建てられているが、当時靈屋番の宿泊する庫裡はその場所にあつたのである。正眼寺では陣屋へ届け、近郷へ早鐘をもつて知らせ、まず靈屋にある像を始め世代牌、諸什器、そのほか宝蔵の寄付物などをすぐに片付け、とりあえず大亀庵へ移した。そこへ陣屋役人はじめ村中の男子が駆付け、近郷にある旗本大嶋家の加治田役所（地詰役人平井・服部両家）からも、役人を始め町家の人夫數十人が纏水籠・龍咄水などの用具を持ってやって来た。そのほかの村の人夫も追々集まり、村名を染付けた纏をおのが持参し、廟堂・宝蔵などは勿論のこと、常住の大方丈ならびに昭堂、そのほか二カ所の第屋などまで火の粉が降りかからないよう防ぎ、ようやく七つ時前に鎮火した。しかし、庫裡および廊下や了心院殿ほか世代の靈供膳碗などが焼失した。

正眼寺では、佐藤家陣屋の代官山本猪助・次席清水安兵衛や加治田の役人始め隣村の諸寺院、そのほか村々の役人、諸出入りのものの火事見舞への対応に追われた。暮れ六つ頃より高張り挑灯を門外、玄関、靈屋坂、夜番場所の四カ所へ出し、陣屋では了心庵夜番として上番五人、下番一五人を出して警備にあたらせ、寺側では徳光庵塔主古恭が見廻りにあたつた。四つ時前、徳光・見桃・不二の三塔主、侍衣が食堂に列座し、靈屋当番の大亀庵塔主定淵を呼出し、火災についての吟味が行われた。その吟味では定淵が手過ぎ不調法を認めたと

め、侍衣宛の口書を書かせた上で、まずは謹慎するように申渡し、霊屋当番は見桃庵塔主元李が代つて勤めることとなった。その夜中三塔主は相談をし、陣屋への達書や絵図を認め、定淵の口書の写をあわせて翌九月一日に陣屋へ届けるとともに、一方で同様のものに住持教林慧誠の書状を付して不二庵塔主宜泰に託し、本山への使者として立てた。翌二日には、使僧を遣わして四隣刹（龍安寺・禅徳寺・ト雲庵・放光寺）始め加治田辺の自派・他派の諸寺院や加治田役人、火事場へ駆付けた村々の庄屋・組頭などへの挨拶を済ませ、三日には門中の寺院に対し開山忌の出頭触を廻し、見廻りを受けた村役人や檀中惣代への挨拶の書付を託した。四日には了心院殿像・世代牌などを廟堂へ戻している。十六日の暮れ時には宜泰が本山より帰った。本山からは答書、四本庵より佐藤家当主信頭への書、住持慧誠より佐藤信頭への書案、三塔主へ申入れの覚書、大亀庵へ法科申渡す覚書都合五通を持帰った。これにより、定淵は閉門を申渡され、正眼寺へは了心庵庫裡の飯屋を宝蔵に差掛けて設け、飯屋ができ次第これまで通り勤番を行うことなどが命じられた。その後山本猪助より霊屋代勤の元李を通し、霊供膳椀を新たに仕替えるとの江戸よりの内意により、その数や絵図格好名前を逐一知らせるようにとの依頼があり、寺では数・寸法絵図格好書を二十六日に陣屋へ届けた。

十月十二日三塔主より定淵の閉門赦免願が住持慧誠に出され、翌日慧誠は自派の龍泉庵執事宛に口上願書を認め、火災についての報告書とともに本山へ差出した。二十二日には陣屋より山本猪助が入来し、佐藤信頭よりの正眼寺住持ならびに妙心寺への返書二通を持参した。晦日には関町飛脚より本山よりの書状が届く。その書状の内容は定淵の閉門赦免についてであり、同日三塔主は定淵を呼出し、方丈東の間で維那によりそれが申渡された。

定淵は、十一月八日には表向きの出勤が認められたが、霊屋番婦役についての住持の意向は本山の指揮に委ねることとし、十九日付の龍泉庵執事宛の書状で伺いを立てた。その際に了心庵下地有形の絵図と再建絵図と

をあわせて送っている。その後、翌文化元年二月の新任持貢崖素琳の下向の時には定淵の霊屋番帰役が許されたが、了心庵庫裡の再建の準備が整った五月二十七日には病氣を理由に引退が認められ、後役の恵立を推薦し定淵は上有知村（現、美濃市）にある清泰寺へ移った。

以上のように、了心院庫裡の火災は伊深村陣屋役人、農民をはじめ近郷の大嶋家加治田役人、町屋の人々や村々の人々の協力により鎮火された。この火災の鎮火に、領主の支配を超えた近郷の人々が快く集まり荷担をしたのは、毎年の開山忌などにより正眼寺が関山との由緒をもつ地方寺院として、地域の人々に広く認知されていたからに他ならない。正眼寺では本山と密接に連絡を取り火災後の事態の收拾に努めるとともに、領主佐藤家へも本山の意向を詳細に報告している。佐藤家では伊深村へ金五〇〇疋、加治田町へ金二〇〇疋を遣わして防火の労をねぎらうとともに、正眼寺へは霊供膳料として金三両を寄付した。

（二）了心庵庫裡の再建

正眼寺では本山よりの指示を受け、了心庵庫裡再建積書と絵図の作成に取掛かった。三月十二日に四庵が出入りの伊深村大工勝治を呼び、旧地検分として間数改め・縄張りなどをさせ絵図の依頼をしている。十三日には絵図の草案ができたが、住持はすぐには承知せず、もう一度練るよう四庵へ差戻した。四庵では不二庵宜泰が核となり一同でその絵図について考え、できるだけ経費を落とすために勝治のほか加治田村利右衛門など二・三人の大工へ見積りを取るよう依頼した。五月一日正眼寺では再建の説明のために宜泰を本山への使僧として立てることを決めた。宜泰は絵図面と大工方材木瓦等積書をもって十日京都へ出立し、二十六日本山からの書状を携え帰着した。本山では見積り三件のうちで下積りのものへ申付け、後々のため丈夫に建てるのが専要であるとし、再建を許可した。

本山の許可を受けて宜泰は大工の勝治へ再建の意志を今一度確認しようとしたがすぐには了解せず、勝治が腹を決めたのは六月四日になつてからのことであつた。そこで勝治には再び積書を差出すよう申入れ、いよいよ勝治へ申付けられた時には、請合いの書付に村役人等に捺印をさせ、四庵が立会い納所寮へ申渡すことを取決めた。四庵では勝治からの積書と請合いの書付の草案に加筆し、もう一度差出させることにした。九日大工勝治を呼び四庵・納所が列席し提出された積書の通り造営するよう書付で申渡した。十二日正眼寺では再建絵図に住持眞崖の口上書を添えて陣屋へ届けた。陣屋では清水安兵衛が対応した。清水がいうには、その再建について自分の存念で本山は勿論のこと、四庵の心配について関東へ報告はしたが、何分ご存じのように主人は小身であるので再建の手伝いはおろか、扶助の寄付などできないとの知らせがあり、面目ないとし、人足ならば石などについては相談次第に対応することであつた。正眼寺では十四日に衆議をもち、石については少々不足するであろうから佐藤家より申受けること、人足については村方人足は無調法で間に合わないのので、普請中職人飯料として四庵より玄米二〇石を寄付し、職人で代用することを決めた。

八月八日には陣屋より了心庵庫裡の柱石について屋敷山にて負担するとの回答があり、九月七日には人足の代りの職人飯料として玄米五石の寄付がされた。二十九日には瓦について、関の町屋にある酒蔵活却の古瓦を代用する計画であつたが、却つて失費が嵩むとの理由で、最初の見積り通りに稲口村(現、関市)の瓦司へ新たに申付けることを決めた。十一月七日には地築きが行われ、十九日には柱石が据えられた。

翌文化二年一月八日大工勝治が新始めを寺側に申出たが、正眼寺では住持の交代の二月には上棟できるよう申渡した。二十日には葺師三人が犬山より来た。二月に入り寺側では勝治を呼び、日柄もいい十九日上棟日と決めそれを申渡し、十七日には陣屋へその日連絡した。十九日には巳の上刻大鐘十八声、半鐘三通を鳴らし、四隣利参加の下で上棟式が行われた。ただし代官の清水氏は主用のため欠席した。方丈では上棟祈禱として楞

嚴咒・消災咒の回向があり、次に本尊・開山への半齋諷經、鎮守諷經などを終わり、方丈東の間では喫齋があり、午後は小方丈で点心が出された。大工へは別に食堂にて喫齋があり、四庵一同が食堂にて上棟の祝詞を述べた。大工方などへは祝儀が出され、四隣寺退山の折には寺より供物の鏡餅を一団ずつ贈った。五月には了心庵庫裡が完成し、九日四塔主・侍衣立会いで職人方から受取を済ませ、十一日には靈屋番が新庫裡へ移った。

以上のように、了心庵庫裡の再建は正眼寺にとつて、後に予定される開山四五〇年遠諱を執行する上でも早期に完了せねばならない事業であつたと言わざるをえない。その再建は職人たちの工事が滞る中で寺側の主導で行われた。了心庵廟堂は火災を免れたものの、庫裡は廟堂と一体であり、また了心庵を護持する靈屋番の宿泊する場でもあり、その庫裡を再建せずにそのまま放置するわけにはいかなかったのである。ここには、正眼寺を創建しかつ開山に継ぐ人物である第一世太極と大檀那の佐藤家三代成次との深い関係が想起されるのである。佐藤家では、正眼寺の依頼に応え、家政が困難な中で、庫裡の再建のための柱石や職人飯料の提供を惜しむことなく行った。

二、正眼寺の遠諱法要への準備と対応

文化二年（一八〇五）四月二十七日にはまず本山より以下の書付が届けられる。

衆議啓、開山国師加号 宸翰当月二日降賜致頂戴候、因而写一通差遣候間、回向尊号可被相加候、不宣

乙丑

四月十九日

聖澤院

祖蕃判

靈雲院

道限判

東海庵

(龜) 厚昇判

竜泉庵

惠硯判

当住持

すなわち、その内容は本山四本庵が開山国師加号の宸翰を降賜された旨の連絡であり、その写一通を差遣わすというものである。この開山国師加号の宸翰は板に彫刻を施され法要当日に掛けられ、人々に公開されるものである。この書付には追啓として先住持貞崖が帰山の時に披露をした本山への伺いの回答が付されていた。正眼寺では、五月十二日付でその内容をすべて承知した旨の書状を本山四派執事宛に出した。それには、開山国師尊牌中板の鋤直しについては当地では修復できないので送ること、年牌についてもうまくできず、別紙寸法書を添えることなどが認められ、尊牌の中板には諸回向の案が添えられた。

閏八月十五日には以下の本山よりの大年忌香資触書が蜂屋村瑞林寺によりもたらされた。

衆議啓、 却後五年己巳歲 開山国師四百五十年遠諱相当候故、任先例其年九月十二日大会商令執行候、

依之今年四月自性天真国師加号之御宸翰降下有之候、則其写卷通差遣候条拝覧可有之候

一 香資者別紙品目之通、却後三年丁卯極月迄本山某宿坊迄無遲滯上達可有之候、尤収券者四派印ニ而可差

出候

一 有縁之俗家々香資上献之分々、某性名悉書付可被差出候、尤収券可遣候

一 及其期候ハ、各々為報恩登山可有之候、尚又委細之儀者重而可相触候

右之趣四庵相招可被申渡候、不宣

乙丑

八月晦日

聖澤院

祖蕃判

靈雲院

全孝判

東海庵

厚昇判

(應) 龍泉庵

惠硯判

当住持

開山国師四百五十年忌香資

一 前住和尚

白銀貳枚

一 座元禪師

白銀壹枚

一 住末寺平僧

金子壹歩

一 住末々寺平僧

不依多少上献可有之

一 各寺会下之徒

同断

右攸評定也、但、増献之儀者可為志次第事

これは、本山が遠諱の香資料について定めたものである。香資は文化四年の十二月までに本山四本庵宿坊ま

で遅滞なく上達するようにとあり、その際の取券は四派印にて出すようにとある。一般の参詣者についても香資を献上したものは、その姓名をすべて書出し本山へ報告し、そのものたちにも取券を発行するようにとの事細かな指示が出されている。また、住持へ四庵を呼んで申渡すようにとあり、香資の管理は四庵に任されたのである。この書付とともに開山国師尊牌中板と諸回向都合七通が届き、年牌についてはでき次第下すのとこのことであった。

翌三年正月十四日には、十一月二十八日付の本山東海派塔頭の大雄院圍芳よりの書が瑞林寺により届けられた。その内容は、先に本山へ送った開山国師年牌の寸法書についてははつきりしないので、再度寸法書を作成し、それにあわせて掛ける場所などを認め送るようにとのことであった。そこで住持霞山恵活は、その年牌は現在は外側正面の西南向きに掛けていることを認め、寸法書とともに霊雲執事宛に送った。すなわち、ここでいう外側とは方丈の外側を指すものと考えられる。二月二十八日には本山より、開山国師年牌の寸法書通りに名古屋で板を買入れ同所細工人へ塗りや彫刻とも一式を依頼することや、同じく加号宸翰を掛ける場所と掛板の寸法などを相談して格好を定め、その雛形を紙でつくり霞山帰山の折に持たせるようにとの書状が届いた。霞山は帰山し、本山への報告を行った。

三月二十七日大亀庵恵立が本山より持帰った三月十九日付書状の追啓には、開山国師加号宸翰の写しを製紙(雛形)通りに認め下すので、看板の板や彫刻などを名古屋にて設えるようにとの内容が書かれていた。

文化四年二月二十八日新任持密田禪密が本山より持参した書付には、開山国師大年忌を翌五年九月に予修すること、修復などができるだけ省略をし、本山へ伺うことなどが示されていた。そこで正眼寺では四月十五日に本山四派執事宛に書付を差出した。本山ではこれを検討し、五月十日には本山からの返書が届けられた。その返書に付された頭付には以下のようにある。

頭付

- 一 方丈壁並庫裡表向所々壁塗替
- 一 方丈唐紙・小方丈唐紙張替
- 一 方丈並庫裡障子張替
- 一 玄関葺替
- 一 晷表替
- 一 修造小屋瓦置直シ
- 一 木小屋建替絵図遣之、委敷積り之事
- 一 町口ヨリ大門道筋修補
- 一 惣門木戸仕替
- 一 靈屋木戸門修補
- 一 廊下・井戸屋形建替
- 一 高挑灯拾張張替
- 一 小高張新調
- 一 竈築直シ
- 一 中門両方石垣・方丈前石垣築直シ
- 一 釜小屋建替
- 一 右可令許容間取調之事
- 一 斗張^{張之}花蔓水引新調

右者此方ニ而可申付候間、寸法等相調へ持參可有之候様取計之事

一 法事椀塗替

右塗替可申付候間、可被差登事

一米調工味噌・醬油仕込

一 薪仕込

一 桶木用意

一 古幕張替

名古屋ニ而可申付事

右伺之通許容

一 布幕弍張 新調

右執事下向之時持參

一 制札仕替

一 諸役差定

右先例之通可被取計事

一 力者之事

右伺之通当冬より老人可相増事

一 四塔主拝借願 許容

一 方丈天井洗

一 庫裡煙出

一 曹溪庵拝借願

一 牌堂屋根葺替

一 上方宿坊別段ニ取繕之事

右五件衆議不相調不許容

ここでは、方丈の天井洗いなど五件が許可されていない。本山では正眼寺の要望に応じて金を工面してきたが、あまりの修復箇所多きに制限せざるをえなかったのである。なお、頭付中の四塔主拝借願および曹溪庵拝借願とは、遠諱中大亀・徳光・見桃・不二の四庵と曹溪庵が三里内門中出頭寺院の宿坊にあてられるために、四月に修復取繕いや小斎会予修の費用として無利息十カ年賦で各庵二三両ずつの助力を書状で願出たことについての本山側の回答であった。曹溪庵については不許可となり、四庵についても拝借は認められたものの、合せて二〇両（無利息で文化五年より元金二両ずつ十カ年賦返済）と削減されている。

これを受けて正眼寺では、五月二十九日に不二庵宜泰を本山へ使僧として派遣し、諸普請手控などを持参させた。六月二十一日には宜泰が戻り本山よりの返書を持参した。その返書では、正眼寺が提案した住持方繁多のため徳光・不二兩人を遠諱掛りとする事については認められたが、遠諱予修を九月より十月に延ばすことについては、遠諱用諸般が片付くまでとの理由で翌年二月に延引するようにとの指示であった。また、その返書には以下の書付が付されていた。これは宜泰が本山へ持参した頭付への回答であった。

御許容頭付

一 真前並庫下迄本具入用之品々御許容之申盛物等、木具於其地可被申付ソロ

一 方丈了心院殿位牌修補 其地二而可被申付ソロ

一 靈屋葺替 先延引

一 九月遠忌十月二延引之事 己巳二月二相延シ可然ソロ

一 高磬台 金参兩位ニ而於其地可被申付ソロ

一 一道具衣 諸役下向之節持参

一 維那數珠

同断

一 杉丸太買入

飯屋之用時節見合買入

一 松敷板

同断

一 竹

同断

一 千枚板

同断

一 縁高新調

下直方百個可被申付ソロ

一 法事碗塗替二付、為登之事

右塗替之儀、遠忌後迄延引、五拾人前執事下向之節持參

一 鳥之子紙三百枚

先年ハ御下

一 晝表

同断

右二件共此度ハ其地ニ而調エ可然ソロ

一 制札板有之ソロハ、御下之事

名古屋ニ而被調可然ソロ

頭付之外

一角打敷並隨巾追テ此方ニ而取調可差遣ソロ

一 古斗帳之儀、両仏壇打敷ニ仕立直シ、其地ニ而恰好能様ニ可被取計事

この頭付においても本山では修繕経費を極力抑えることを前提として事細かに指示を行っている。

本山へ十一月十日に出された書状に対する十一月晦日付の答書では、開山尊像の帽子一個と住持・侍衣用の帽子二個の仕替えについては、明後年執事下向の時に持参するとあった。また、先の頭付の布幕二張と高挑灯一〇張については、四〇〇年遠諱の時は陣屋へ相談を申入れ、江戸で修理したという経緯があることから、

十二月十日寺では四庵より陣屋へ口上書を認めた。

以上のように、正眼寺では定例のごとく本山の前年の九月十二日に遠諱を予修すべく、文化二年より先例に倣つて本格的に準備に取掛かった。しかし、準備に遅れ十月に延引する旨本山に願出するが聞き入れられず、本山よりは、遠諱用諸般が片付くまでとの理由から、翌年二月まで延引するようにとの指示がされた。正眼寺での遠諱法要は予修が定例であり、本山では自身の遠諱法要の進行との兼合いで、ぎりぎりの住持交代時期である二月十二日に執行することを妥当としたのであろう。

三、四五〇年遠諱法要と本山よりの下行金

(一) 四五〇年遠諱法要

文化五年と年が改まつた三月一日には新任持戒翁全孝の入寺式が行われ、二十日に正眼寺では四隣寺と庄屋両人を招き、遠諱の取持ちを頼んでいる。

六月七日の暮れ六つ過ぎに見桃庵敷で火災が起こった。見桃庵門前で火が燃え上がり、寺では鐘を撞いて知らせたので、陣屋役人・庄屋・四隣寺が見廻りにやつて来た。見桃庵塔主元李は了心院霊屋番を勤めており、留守中の惨事ではあつたが、手際よく防火したので大事には至らなかつた。吟味を行ったところ、筍の時期で獅子(鹿)威しの松明を僕に申付けたところ、それを敷の中に置いてしまひ火が燃え上がったことが明かとなつた。そこで元李は小方丈まで呼ばれ、謹慎を言渡された。十一日には制札の仕替え板ができたので、代官嶋田章藏へ執筆を依頼している。制札は本制札一枚、山制札五枚の計六枚が用意された。本制札は新調されたが、山制札は古制札を集めて削り直し代用した。翌十二日には元李の謹慎が解かれた。

閏六月十八日には、四庵より陣屋へ口上書を提出した。その内容は前任持密田からの申送り事項であり、了

心庵廟堂元下通りへ新規に仮番所を設置する提案であった。佐藤家の方では時節柄番所を仕立てられないとの返答であったので、番所は正眼寺側で設け、仮足輕二人およびその手当を佐藤家へ依頼している。密田の代の文化四年五月十五日に出された代官嶋田章藏宛の四庵よりの口上書には、その理由として毎年の開山忌の参詣者の増加をあげ、第一に廟堂守護の外見もよくなり、一山の火の元の万事の固めにもなるとしている。享和三年の了心庵庫裡の火災以来、この年六月の見桃庵藪での火災が起こり、遠諱にあたり火災への心配が高まったのであろう。七月二十日には陣屋より仮足輕を出す旨の書状が届いた。

八月一日には、遠諱に関する三里四方の門中への役割や献立などについて、四塔主の集会が小方丈であり、十八日には使僧として大亀庵恵立が開山忌の出頭門中へ遠諱役位の内意を伝えるために派遣された。九月には了心庵下の方丈庭北方に番所が建てられ、開山忌十二日より陣屋より仮足輕二人が出された。正眼寺ではこの番所を遠諱の時には中門にあてる旨、本山への九月十五日付の書状で報告している。十月九日には靈屋了心庵・拈華塔（開山堂）・方丈・庫裡・小方丈の覺替や障子の張替えに取掛かった。

翌文化六年二月八日には本山より執事が到着し、同十二日開山国師四五〇年遠諱法要が執行された。時の妙心寺住持温州師淳は高齡であり、その代役として江戸にある大雄山興禅寺の衡陽智雄が派遣され、開山真前回向を行い、佐藤家からは靈前香資として白銀三枚が献上され、代官の代参があつた。当日の配役差定は、西序三名、東序三名、拳経四名（宿忌・塔羅経・獻粥・半齋各二名）、座奉行四名（龍泉・東海・靈雲・聖澤各派一名ずつ）、給仕八名、位籍奉行二名、知客勝手見舞二名、知随二名、香資収納四名、昭堂奉行三名、方丈奉行二名、方丈庶務知殿二名、菓頭三名、茶頭二名、接待奉行三名、副寺寮見舞一名、副寺寮四名、副隨二名、典座頭二名、調菜六名、飯頭五名、配膳八名、臥具差掛三名、浴頭二名、大亀庵見舞二名、徳光庵見舞二名、見桃庵見舞二名、不二庵見舞二名、曹溪寺見舞二名、禅徳寺見舞二名、雲衲宿坊見舞二名、書記二名の合わせて九五名であ

り、これに加えて俗人一一名が参加した。そのほか三里四方の門中寺院や犬山瑞泉寺の塔頭寺院、里外の出頭寺院などの参加により、法要は滞りなく終了した。¹¹⁾これにより大任を果たした上方執事が二月十四日には正眼寺より帰山した。しかし、このように法要の実施が住持の交代時期にずれ込んだために、前任持の戒翁全孝はその後も見桃庵へ引退し、遠諱諸勘定を仕上げるまで逗留するという異例の事態が起こった。

以上のように、四五〇年遠諱法要は僧俗一体となり滞りなく終了した。この法要は毎年の開山忌とは大きく異なり三里四方の門中のみならず、瑞泉寺の塔頭寺院や里外の出頭寺院などの多数の参加により行われている。正眼寺にとってこれらの寺院の協力なくしては法要を盛大に挙行することは不可能ともいえ、一般参加者を関山の聖地へ呼び込む上でも、これらの寺院の参加と協力はなくてはならないものであった。また、正眼寺では、当日への火災へは再三の注意を払い、新規の番所の設置と佐藤家よりの仮足輕の派遣協力に漕ぎつけている。領主が法要へ協力したのは、伊深村を知行所とする上でも正眼寺がなくてはならない存在であり、領主支配と一体化していたからである。¹²⁾

(二) 本山よりの下行金

先述したように、正眼寺が四五〇年遠諱法要の準備を開始するのは享和元年(一八〇二)からである。遠諱法要までの本山からの修繕・修復等のための下行金を年次別に示せば、享和元年二〇両、同二年三〇両、同三年六五両、文化元年(一八〇四)一四〇両、同二年二〇両、同三年三〇両、同四年一五〇両、同五年一五〇両である。本山からの下行金は毎年二・三〇両が平均であるが、享和三年・文化元年と増加しているのは、先述した了心庵庫裡の再建のための費用の拠出である。文化四・五両年一五〇両ずつ下行されているのは、遠諱を迎えるための修繕や修復が急速に行われたためであり、多額の拠出である。しかし、本山からの下行金はこれに止まる

ことなく、その後の文化六年には一三〇両、同七年には八〇両抛出されている。これは遠諱当日までに玄関や霊屋の屋根の葺替えが間に合わず、放置されていたためであり、その後の工事費用の必要からであった。本山では自身の遠諱法要を執行するための金を工面する中で、正眼寺へ金を融通しつづけていた。しかし、文化八年（二八二）正月に本山より届いた書状には以下の写しが付されていた。

記録之写

文化七年庚午歳九月廿六日 総評 衆議ニ、正眼寺遠忌前後所々修覆有之事故、雨漏ハ格別、已来十個年之間諸普請堅ク令停止ソロ、此段致議定置記録之写差遣シ可然ソロト也

すなわち、これは本山からの以後十年間の普請禁止命令である。本山では自身の遠諱法要を執行するための費用と同時に、正眼寺の修繕・修復費を背負い込むこととなり、財政に破綻を招いたものと考えられる。享和元年より文化七年までの十年間の本山からの下行金はあわせて八一五両にも上った。

以上のように、本山は正眼寺へ遠諱法要後も金を工面しつづけている。このように本山が正眼寺に金を工面しつづけたのは、正眼寺が関山の聖胎長養の地であることとあわせて、遠諱法要が宗門にとって開山の威光を公に示す重要な行事であったからでもある。正眼寺にとつても毎年の開山忌への一般参詣者の増加があり、寺の威厳を保つためにも五十年に一度の大行事を壮大に執り行う必要があったのである。

おわりに

以上の考察により明らかになった点をまとめ小稿を終えたい。正眼寺の四五〇年遠諱法要が延期された最大の理由は、享和三年八月に起きた了心庵庫裡火災事件であり、その庫裡の再建が法要への準備期間を遅らせた。正眼寺では寺側主導で庫裏の再建を急ぎ、文化二年五月の完成にあわせて法要の本格的な準備に取掛かるが、

定例の予修には間に合わなかつた。そこで一カ月遅れの十月での実施を本山に願出るが聞き入れられず、本山では自身の遠諱法要の時期を見計らつた上で、遠諱用諸般が片付くまでとの理由から、住持交代時期の二月まで延引するように指示したのである。

正眼寺は、当該期には領主支配を超えた地域の人々により関山との由緒をもつ地方寺院であると認知され、毎年の開山忌には一般参加者が増加する傾向にあつた。四五〇年遠諱法要は、毎年の開山忌とは大きく異なり三里四方の門中寺院のみならず、瑞泉寺の塔頭寺院や里外の出頭寺院などの多数の参加により行われた。正眼寺にとつてこれらの寺院の協力なくしては法要を盛大に挙行することは不可能ともいえ、一般参加者を関山の聖地へ呼び込む上でも、これらの寺院の参加と協力はなくてはならないものであつた。また、正眼寺では、当日への火災へは再三の注意を払い、新規の番所の設置と佐藤家よりの仮足輕の派遣協力で漕ぎつけている。領主が法要へ協力したのは、正眼寺の存在が領主支配にとつてなくてはならないものであつたからである。

ところで、本山は正眼寺へ遠諱法要後も金を工面しつづけている。その結果本山では財政に破綻を生じ、文化七年九月の衆評で正眼寺に対して、以後十年間の普請を禁止することを取決めた。このように本山が正眼寺に金を工面しつづけたのは、正眼寺が関山の聖胎長養の地であることとあわせて、遠諱法要が宗門にとつて開山の威光を公に示す重要な行事であつたからでもある。正眼寺にとつても毎年の開山忌への一般参詣者の増加があり、寺の威厳を保つためにも五十年に一度の大行事を壮大に執り行う必要があつたのである。

註

(一) 『妙法山正眼禅寺誌』(正眼寺誌編纂委員会、一九五四年)、二八頁。

(二) 竹貫元勝『伊深正眼禅寺の歩み』(正眼寺、二〇〇五年)、三五頁。

- (3) 竹貫氏は、この時期の正眼寺の造営について、寛文五年幕府により制定された諸宗寺院法度を前提に、新地建立寺院ではなく、茅屋三間四方の円成寺修復を建前とした修造事業であったとする（竹貫前掲書、……頁）。
- (4) 小稿の記述の大部分はこの「記録」「留書」によっている。
- (5) 平成十七年（二〇〇五）十月十二日には六五〇年遠諱法要が盛大に執行された。
- (6) 川辺大嶋家の分家であり、加治田一村六〇〇石を領している。また、地誌役人平井・服部両家については、中島勝國「加治田大嶋氏地誌役人「御用状控」」(「富加町文化財調査報告書」第九号、一〇〇〇年)の解説を参照。
- (7) 山本猪助は、寛政十年（二七九八）九月十九日頃代官として赴任し、享和四年一月二十三日伊深村にて死去する。最乗寺墓地に墓碑がある（渡辺寛「伊深の歴史」一九九九年、一五頁）。
- (8) 清水安兵衛は、享和元年（一八〇一）八月七日頃伊深村に赴任し山本の次席を勤める。山本死後屋敷守として文化元年（一八〇四）四月二十日に陣屋へ移り、その後代官に昇格し、同二年九月二十五日まで勤める。
- (9) 佐藤家では当時寺より家で五〇〇両、村役人二名の名義で八〇両計五八〇両の祠堂金を借用しており、五〇〇両分については毎年十二月末に三八両の利息金が寺へ渡されている。
- (10) 嶋田章蔵は、文化二年九月二十八日頃代官として赴任し、同七年七月二十八日伊深村にて死去する。
- (11) 「妙法山正眼禅寺誌」、四二頁。なお、この書では配役僧の内訳を前堂二人、平僧七六人とすることから九七人となり、合計人数が一致しない。また、竹貫前掲書、一七四頁。
- (12) 拙稿「旗本佐藤家の了心院・五〇回忌法要の執行について―十代信願の領主権威の回復―」（竹貫元勝博士還暦記念論文集「禪とその周辺学の研究」永田文昌堂、二〇〇五年）では、正眼寺が佐藤家の法要を通して領主権威の回復に関わったことを論じた。

(付記)

小稿をまとめるにあたり、快く所蔵文書の閲覧を許された正眼寺住職山川宗玄老大師には衷心より感謝の意を表したい。また、「記録」中には「頭付之分ハ遠忌記録于留書別記」「委ハ遠忌記録別記」「連署文遠忌記録別記」「文遠忌記于留書」等の書き入れがあり、遠忌の詳細な内容を示す別帳立ての「記録」「留書」の存在が確認されるが、これまでの調査では発見されず、その内容を充分に小稿に盛込むことができなかった。